

国立市立小・中学校

**食物アレルギー対応マニュアル
第2版**

令和5年8月

国立市教育委員会

目次

I	はじめに	1
II	食物アレルギー対応における教職員・給食ステーションの役割について	2
III	食物アレルギーを有する児童・生徒の把握から対応実施までの流れ	4
IV	校内における食物アレルギー対応委員会設置と研修・シミュレーション実施について	7
	1 校内における食物アレルギー対応委員会設置	
	2 研修・シミュレーション実施	
V	緊急時の対応について	8
	別添資料	
	資料1. 「アレルギー等資料配布者一覧表」	
	資料2. 「食物アレルギー等対応食の詳細献立表」	
	資料3. 「国立市立小・中学校における食物アレルギーへの対応について」	
	資料4. 「食物アレルギー調査票」	
	資料5. 「学校管理下におけるエピペン®の使用について」	
	資料6. 「学校給食費等の取扱いのお知らせ」	
	資料7. 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」	
	資料8. 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」	
	資料9. 「事故報告書」	
	資料10. 「緊急時対応カード」	
	別添マニュアル「学校給食における食物アレルギー等対応」	

I はじめに

学校給食における食物アレルギー対策については、文部科学省監修のもと、平成 20 年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく対応をすることとされています。

しかしながら、平成 24 年 12 月、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故が発生しました。こうした痛ましい事故を繰り返さないようにするためにも、学校給食において養護教諭や担任のみならず、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員、給食センター及び教育委員会事務局関係者、医療関係者等が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持って組織的に対応することが大切です。

食物アレルギー対策については、これまで各学校において、大変丁寧な取り組みを行ってきていただいております。今後とも、国立市立学校の教職員や、これから新しく赴任される教職員にも共通理解を持っていただけるよう本マニュアルを作成しました。各学校におかれましては、本マニュアルをもとに、それぞれ適切な対応をよろしくお願いいたします。

平成 31 年 4 月

アレルギーマニュアル改訂にあたって

国立市では令和 5 年度 2 学期より、新学校給食ステーションがオープンします。新学校給食ステーションでは開所当初から食物アレルギー等に対応した給食の提供を行います。食物アレルギー等対応食の専任調理員を置き、調理機器も専用のもので用意することや、今後、状況に応じて、えび・かにをはじめとした対象品目の提供拡大を進めていく予定です。

今回のアレルギーマニュアルの見直しは新学校給食ステーション開所に伴うアレルギー対応の運営方法見直しによるものです。

アレルギー対策につきましては各学校において、今後とも引き続き丁寧な取り組みを行っていただくとともに、新しいマニュアルの下、適切な対応をお願いいたします。

令和 5 年 8 月

Ⅱ 食物アレルギー対応における教職員・給食ステーションの役割について

食物アレルギー対応における校内の役割分担は、概ね次のとおりである。

【学校長・副校長（管理職）】

- ・校内の食物アレルギー対応の最高責任者。教職員が共通理解を持てるよう指導する。
- ・食物アレルギー対応委員会を設置し、対象児童・生徒への対応を決定する。
- ・個別面談を実施する。（学級担任、養護教諭、給食主任と一緒に）
- ・全教職員に対して、食物アレルギーの研修会を実施する。
- ・全教職員に対して、食物アレルギーの緊急対応時についてのシミュレーションを実施する。
- ・対象児童・生徒の「学校生活管理指導表」、エピペン、内服薬等の保管場所を確認する。
- ・マニュアルに基づき、各教職員が対応しているかチェックする。

【学級担任の役割】

- ・食物アレルギーを有する児童・生徒より、「学校生活管理指導表」及び必要に応じて「学校管理下におけるエピペン®の対応について」その他の書類の提出を受ける。
- ・個別面談を実施する。（管理職、養護教諭、給食主任、保護者と一緒に）
- ・対象児童・生徒のエピペン、内服薬等の保管場所を把握する。
- ・上記の内容につき、食物アレルギー対応委員会へ報告し、全教職員への周知を図る。
- ・対象児童・生徒が安全に給食時間を過ごせるように努める。
- ・対象児童・生徒が給食を受け取るとき、必ず食物アレルギーの確認を行う。
- ・他の児童・生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
- ・不在の時は、対象児童・生徒の食物アレルギーの内容を他の教職員に伝え、担任同等の対応ができるようにしておく。

【養護教諭・給食主任の役割】

- ・学級担任より（あるいは保健調査により）、食物アレルギーを有する児童・生徒の報告を受け、一覧表を作成し教職員の共通理解を図る。毎月の「アレルギー等資料配布対象者一覧」（給食ステーションからの資料提供者の一覧）（資料1）に、変更等がある場合は、くにたち食育推進・給食ステーション（以下、「給食ステーション」とする）へ報告する。
- ・個別面談を実施する。（管理職、学級担任、保護者と一緒に）
- ・食物アレルギー対応委員会に出席し、対象児童・生徒への対応を決定する。
- ・対象児童・生徒の「学校生活管理指導表」、緊急時対応カード（資料10）や、エピペンの保管場所（所有者のみ）等を把握し、管理職、学級担任とともに共有を図る。
- ・管理職とともに、全教職員に対して、食物アレルギーの研修会及び食物アレルギーの緊急対応時についてのシミュレーションを実施する。（エピペンの取扱い方、食物ア

アレルギーを発症した場合の措置方法につき、全教職員に周知する。)

【全教職員の役割】

- ・校内研修、シミュレーション等へ積極的に参加し、予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対し、適切な対応を取る。食物アレルギー、アナフィラキシーに対する正しい知識を持つ。
- ・対象児童・生徒のエピペン等の保管場所を把握しておく。
- ・学級担任が不在の時は、対象児童・生徒の食物アレルギーの内容を把握し、担任同等の対応ができるようにしておく。

【給食ステーションの役割】

- ・資料提供が必要な児童・生徒については「アレルギー等資料配布対象者一覧表」を作成し、毎月、各学校長と養護教諭へ送付する。(漏れがある場合は、学校より連絡が来るので、対応する。)
- ・上記の「アレルギー等資料配布対象者一覧表」とともに、必要な資料を学校長、養護教諭、担任及び対象児童生徒へ送付する。

問い合わせ先: くにたち食育推進・給食ステーション (042-572-4177)

【学童の対応について】

学童保育所でのアレルギー対応については、各学童保育所において該当児童より、指示書等の書類を提出させている。学童保育所へ「小学校用アレルギー・その他の疾患指示書」をすでに提出している場合、学校は、そのコピーをもって「学校生活管理指導表」の提出に代えることができる。また逆に学校へ提出された「学校生活管理指導表」のコピーを学童保育所へ提出することも可能となっている。

各児童について必要があれば、各学童保育所へ直接問い合わせる。

学童保育所名	所在地	電話
本町学童保育所	谷保 6017(一小隣接地)	575-6761
西学童保育所	西 1-12-26(西児童館内) 西 2-13(二小教室) 中 1-3-1(八小教室)	575-3217
東学童保育所	東 4-28(三小内)	575-9684
北学童保育所	北 2-29(四小内)	572-6146
中央学童保育所	富士見台 2-38-5(中央児童館内) 富士見台 2-47-2(五小教室)	571-2388
矢川学童保育所	谷保 6600(六小教室)	575-9744
南学童保育所	富士見台 1-47-25(七小内)	576-8145

担当課： 子ども家庭部 児童青少年課 児童・青少年係

電話： 042-576-2111(内線 195, 198, 324)

Ⅲ 食物アレルギーを有する児童・生徒の把握から対応実施までの流れ

1. 新1年生・転入生

(1) 書類の配布

ア. 国立市教育委員会より、9月頃「就学時健康診断のお知らせ」を翌年度小学校就学予定者に郵送する。保護者は同封の就学時健康診断票のアレルギーについての項目および食物アレルギー調査票（資料4）に記入し、就学時健診の時に提出する。就学時健康診断票で、「食物アレルギーが有」に加えて「学校給食等への管理が**必要**」と記載された方に関しては、以下の書類を内科健診時に校医が手渡しする。（国立市教育委員会準備）

就学時健診時に書類が渡されていない場合は、新1年生保護者会(入学前説明会)で養護教諭が手渡しをする。

【配布書類】

- ①「国立市立小・中学校における食物アレルギーへの対応について」（資料3）
- ②「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下、「学校生活管理指導表」）（資料7）
- ③「学校管理下におけるエピペン[®]の対応について」（資料5）

イ. 新1年生保護者会にて、下記の書類を配布する。（転入生には直接手渡しする。）

「国立市立小・中学校における食物アレルギーへの対応について」

※小学校入学予定者には上記アで配布済みだが、確認のため、再度配布する。

（教育委員会より事前に配布依頼がある。）

(2) 書類の受領・対応前の面談の実施

ア. 担任は「国立市立小・中学校における食物アレルギーへの対応について」に基づき食物アレルギーを有する児童・生徒保護者より下記の書類を受け取り、内容を確認のうえ、養護教諭へ提出する。

- ・「学校生活管理指導表」
- ・「学校管理下におけるエピペン[®]の対応について」・・・必要に応じて提出
- ・その他、学校が求める資料・・・必要に応じて提出

※「学校生活管理指導表」は、学童保育所へ「小学校用アレルギー・その他の疾患指示書」を提出している場合は、そのコピーで可。また、学校へ提出された「学校生活管理指導表」のコピーを学童保育所へ提出することも可。

イ. 管理職、養護教諭、給食主任、担任等で保護者と個別面談を行う。該当する児

童・生徒の学校生活管理指導表、緊急時対応カードの保管場所、エピペンの保管場所（所有者のみ）等の情報を確認する。

【面談の内容例】

- ・過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報
- ・家庭での対応状況
- ・給食における具体的対応
- ・学校生活において配慮すべき必要事項
（食物・食材を扱う活動・授業での配慮、運動における配慮など）
- ・薬（エピペン等）の持参希望の有無、保管場所の確認
- ・緊急時の対応連絡先・方法
- ・学級内の児童・生徒並びに保護者へ対象児童・生徒の食物アレルギー情報を提供することについての了解を得ること

（3）給食ステーションへの連絡

保護者は、①食物アレルギー調査票 ②学校生活管理指導表を学校に提出する。学校は①の書類のコピーを3月中に給食ステーションへ送付する。各学校にて実施する保護者との面談では、必要に応じて栄養士が同席し、保護者にアレルギーの原因食物について詳しく聞く。（給食ステーションはこれにより「アレルギー等資料配布者一覧表」を作成し、毎月各校へ1部送付する。また、相談内容を個別に対応表にまとめる。）

（4）献立内容の確認

給食ステーションより詳細献立表（資料2）が、学校長と担任、養護教諭宛てに送付されてくるので、担任・保護者・児童、生徒本人も内容を確認する。（全く食べられないような食材があるときは、家から持参する。）

※詳細献立表は、毎月「アレルギー等資料配布者一覧表」と一緒に送付される。

（5）個別の取組プランの決定と情報の共有

アレルギー対策委員会を開催し、上記の内容につき個別に対応を決定する。また、全教職員の共有理解を図る。また、対象児童・生徒の保護者へ対応内容を報告する。（5）の内容については、対象児童・生徒の保護者へ送付されている。対象児童・生徒本人も内容を確認する。

（6）対応の実施

給食実施にあたっては、喫食前に、担任及び対象児童・生徒が、詳細献立表を確認してから、喫食させる。

除去対応食（乳・卵）について

①対応食のある日を詳細献立表（資料2）にて学校長・給食主任・養護教諭・担任が確認。

②対応食のある日の流れ

ア．配送員から配膳員へ食札（個名入）のついたランチボックスを渡す。その場でアレルギー等資料配布者一覧表と食札を照合し、確認して受け取る。

その後、管理職等が受け取りを確認し、確認欄にサインをする。

イ．給食準備中に、担任等が教室で、学校責任者から食札のついたランチボックスを受け取り、教室で該当児童生徒に渡す。（中学生の場合は、本人が配膳室に取りに行ってもよい。）

ウ．対応食のある日は、おかわりも減らすことも禁止とする。

※別添マニュアル「学校給食の食物アレルギー等対応」を参照すること。

（7）評価・見直し・個別指導

担任は、対象児童・生徒の喫食状況を確認する。養護教諭は必要に応じて対象児童・生徒の学級を訪問して、実態把握や確認に努める。

また、対応に変更がある場合は、保護者より必要書類（「学校生活管理指導表」等）を再度提出してもらい、上記と同じ手順で対応する。

2. 2年生以上（小・中学校共に）

（1）2月頃に実施する給食主任会で、在学生につき、「次年度も詳細献立資料の配布を継続するか」、についての調査依頼を給食ステーションが各学校に行く。各学校で実施しているアレルギー調査により希望を確認し、給食主任は期日までに給食ステーションに回答する。

（2）養護教諭または給食主任は、（1）で得た情報をまとめ、1.（2）～（8）のとおり対応する。

※養護教諭と給食主任のどちらが担当するかを事前に、学校内で決めておくこと。

※「学校生活管理指導表」は基本的に毎年、提出を求める。



巻末 別添マニュアル「学校給食における食物アレルギー等対応」
P.5「食物アレルギー等対応食の調査から提供開始までの流れ」参照

IV 校内における食物アレルギー対応委員会設置と研修・シミュレーション実施について

1. 校内における食物アレルギー対応委員会設置

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。

【委員構成例と主たる役割例】

◎委員長 校長（対応の総括責任者）

○委員

- ・副校長（校長補佐、指示伝達、外部対応）※校長不在時には代行
- ・教務主任・主幹教諭（副校長補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
- ・養護教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
- ・給食主任（実態把握、安全な給食運営、給食ステーションとの連携、事故防止）
- ・関係学級担任・学年主任（実態把握、安全な給食運営、保護者連携、事故防止）
- ・その他関係教職員（家庭科教諭、学校医、給食ステーション栄養士等必要に応じて）

【委員会での検討内容】

- ・校内の児童・生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し対応を協議する。また、決定事項を全教職員に周知する。
- ・校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促す。
- ・事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討を行う。

2. 研修・シミュレーション実施

(1) アレルギー研修の実施

教育委員会等が主催するアレルギー研修への参加のほか、校内において定期的に研修を実施する。研修の実施にあたっては、平成27年3月に文部科学省により配布されたアレルギー疾患対応資料（研修用DVD、エピペントレーナー等）等を活用し、全教職員がアレルギー疾患について適切な対応ができるように取り組む。

資料等掲載ホームページ（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353630.htm

(2) 緊急時のシミュレーション実施

緊急時（アナフィラキシー発症）のシミュレーションを定期的に行う。

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に従い、校内において「発見者」から「準備」（「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、エピペン、AEDの準備等）、「連絡」（救急車、管理職、保護者への連絡等）、「記録」、「その他」対応に至るまでの役割分担を決め、シミュレーションを行う。

シミュレーションは、通常時のほかにも、設定を決め（管理職が不在、養護教諭が不在など）、必要に応じてシナリオを作成するなどして本番に近い形で行うとよりよい。また、携帯電話も実際に使えるよう訓練しておく。

資料等掲載ホームページ（東京都教育委員会）

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr130725d.htm>

シナリオ例

「アレルギー疾患対応研修（平成 25 年 10 月 11 日）」配布資料【東京都教育庁地域教育支援部
義務教育課】参照

V 緊急時の対応について

1. 緊急時の対応

緊急時においては、巻末の『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』により対応する。緊急性が高いアレルギー症状が確認された場合、または緊急性の判断に迷う場合は直ちにエピペンを使用し、119番通報をする。

緊急性の高いアレルギー症状であるか、直ちにエピペンを打つか等の判断を行う必要があるため、『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』の内容は研修、シミュレーションでできるようにしておく。また、『食物アレルギー緊急時対応マニュアル』保管場所は全教職員が把握しておく。教職員間の連絡には携帯電話を活用し、状況を迅速・正確に伝えるよう心掛ける。また、必要に応じて119番通報等を携帯電話を使用し行う（外部への連絡の例外については下部を参照）



資料8「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」参照

【参考】

4月当初配布の「携帯電話の使用に関する申し合わせ事項」の「4 携帯電話使用の範囲」より抜粋。

この携帯電話を使用する範囲は、校内及び国立市立学校、国立市教育委員会（関係施設等含む）とのグループ内通話に用いるものとする。ただし、緊急時には、非常電話（110番、119番）及び外出先での保護者等への連絡に使用できるものとする。

2. 教育委員会への報告

アレルギー対応が落ち着いた段階で管理職は、教育委員会（教育総務課学務保健係）へ電話で一報を入れる。ただし、状況により教育委員会の判断を仰ぐ必要がある場合については対応中においても適宜、教育委員会に連絡を入れる。この場合においては教育指導支援課長（不在の場合は指導担当課長、教育総務課長、指導主事の順）に連絡を入れ、指示を仰ぐ。また、下記に該当する場合は後日、「事故報告書」を提出する。

- (1) 児童・生徒の事故が発生した場合
 - ① 事故死・自死等死亡事故が発生した場合
 - ② 管理下において、生命の危機を伴うようなけがをした場合
 - ③ 管理下において、一週間以上入院する必要があるけがをした場合
 - ④ 管理下・管理外において、後遺症が予想されるけがをした場合
- (2) 管理下・管理外を問わず交通事故に遭い、一週間以上入院する必要があるけがをした場合
- (3) 管理下において、緊急車両を依頼するなど、外部機関との連携を図った場合
- (4) その他、上記(1)～(3)以外のもので、校長が市教委へ報告すべき事故と判断した場合

 資料9 「事故報告書」 参照

《資料》

令和○年度○月 アレルギー等資料配布者一覧表

国立第○学校 ○○名

【食物アレルギー等対応食詳細献立表配布者】 ○名

学年学級	氏名	アレルギー食品、疾患等	日誌 配布	炭水 化物量
1年1組	○○○○○	卵・乳		
5年2組	○○○○○	卵・乳・小麦		

〈裏面あり〉

【通常給食詳細献立表配布者】 ○○名

学年学級	氏名	アレルギー食品、疾患等	日誌 配布	炭水 化物量
1年1組	○○○○○	卵・乳		
1年2組	○○○○○	卵・そば		
2年2組	○○○○○	生卵・乳・キウイフルーツ・桃		
3年1組	○○○○○	りんご・桃		
3年3組	○○○○○	卵・魚卵		
4年1組	○○○○○	ナッツ類		
4年2組	○○○○○	えび・かに・いか		
5年1組	○○○○○	りんご		

【食物アレルギー等対応食】詳細献立表

年 組

学校責任者	担任	養護教諭	保護者

令和5年 献立ブロック(小) (中学年)

9月4日(月)		9月5日(火)		9月6日(水)		9月7日(木)		9月8日(金)	
ご飯 春雨スープ 鶏肉のスパイシー炒め フルーツ杏仁 低温殺菌牛乳		担々丼 若布スープ パプリカサラダ・中華ドレッシング 低温殺菌牛乳		卵・乳抜きパン 苺ジャム 野菜スープ ハッシュポテト 押麦と枝豆サラダ・たまねぎドレッシング 低温殺菌牛乳		こぎつねごはん 豚汁 ほっけの塩焼き りんご&梨ゼリー 低温殺菌牛乳		ご飯 星型トックともずくのスープ ゴーヤと豚肉の炒め物 冷凍みかんS 低温殺菌牛乳	
食品名	分量	食品名	分量	食品名	分量	食品名	分量	食品名	分量
民間流通米(精白米)	80 g	民間流通米(精白米)	80 g	卵・乳抜きパン	1ヶ	民間流通米(精白米)	65 g	民間流通米(精白米)	80 g
菜種サラダ油16.5kg缶	0.3 g	水*ユーザー	80 g	いちごジャム15g*カゼ	1こ	精麦	5 g	菜種サラダ油16.5kg缶	0.3 g
水*ユーザー	80 g	菜種サラダ油16.5kg缶	2 g	鶏もも肉(皮なし)小間	15 g	菜種サラダ油16.5kg缶	0.3 g	水*ユーザー	80 g
豚肩肉 せん切り	5 g	にんにく	0.5 g	じゃがいも	20 g	水*ユーザー	80 g	鶏もも肉(皮つき)せん切	16 g
春雨カット(緑豆)	5 g	生姜	1 g	玉葱	60 g	油揚げ	15 g	星型トック*アサヒ	30 g
なると巻き5本入*スズヒロ	5 g	豚肩肉 ひき肉	15 g	人参	20 g	人参	10 g	冷)もずく	8 g
人参	10 g	鶏むね肉(皮なし)ひき肉	15 g	生マッシュルーム スライス	5 g	人参	8 g	人参	8 g
にら	5 g	豆 刻み大豆水煮	15 g	にんにく	0.5 g	しょうゆ9L(近藤)	3 g	大根(葉なし)	16 g
小松菜	5 g	玉葱	70 g	セロリ	1 g	きび砂糖 750g袋	1 g	チンゲン菜	8 g
白菜	15 g	人参	20 g	菜種サラダ油16.5kg缶	1 g	本みりん1.8Lペット	2 g	チンゲン菜	8 g
小大豆もやし	10 g	筍水煮缶	20 g	粗塩	0.5 g	だしパックかつお・昆布	1.5 g	長ねぎ	8 g
生姜	0.5 g	長ねぎ	10 g	コショウ	0.02 g	豚肩肉 小間	10 g	生姜	1.4 g
麦豆 うすくち醤油 1.8L	2 g	にら	10 g	鶏 チキンスープ	3 g	豆 10%押し豆腐	10 g	きび砂糖 750g袋	0.5 g
きび砂糖 750g袋	0.2 g	チンゲン菜	8 g	水*ユーザー	20 g	大根(葉なし)	15 g	純米酒(紙パック)	0.5 g
純米酒(紙パック)	0.5 g	白ねりごま	1 g	ハッシュポテト*びえい	1こ	里芋	15 g	コショウ*セレクト	0.05 g
粗塩	0.3 g	純米酒(紙パック)	1 g	豆 冷凍むき枝豆	10 g	こんにゃく(板)黒	5 g	粗塩	0.5 g
コショウ	0.02 g	麦豆 しょうゆ9L(近藤)	2 g	冷)ホールコーン	10 g	人参	8 g	麦豆 しょうゆ9L(近藤)	2.5 g
豚 スープベースポーク冷凍	3 g	きび砂糖 750g袋	4 g	豆 冷凍むき枝豆	10 g	洗い牛蒡L	5 g	鶏 チキンスープ	6 g
水*ユーザー	80 g	トウバンジャン130g	0.75 g	押麦	0.2 g	長ねぎ	8 g	コ ごま油	0.6 g
鶏 鶏もも肉(皮つき)角切	40 g	豚 豚肉&チキンスープ	8 g	キャベツ	20 g	小松菜	5 g	白ごま	0.6 g
洗い牛蒡L	10 g	粗塩	0.1 g	麦豆り たまねぎドレッシング共	6.5 g	水*ユーザー	80 g	水*ユーザー	80 g
玉葱	20 g	菜種サラダ油16.5kg缶	2 g	乳 低温殺菌牛乳(ビン)200ml	1本	だしパックかつお・昆布	3 g	にがり	20 g
人参	10 g	水*ユーザー	30 g			ほっけ薄塩(50g)	1切	豆 10%押し豆腐	30 g
にんにく	0.3 g	鶏 鶏むね肉(皮つき)せん切	5 g			りんごシロップ漬(ビーセス)	30 g	豚 豚肩肉 小間	20 g
きび砂糖 750g袋	0.6 g	生若布	3 g			カットゼリー・梨	20 g	豚 豚バラ肉小間	20 g
カレー粉2kg缶	0.3 g	玉葱	10 g			低温殺菌牛乳(ビン)200ml	1本	にんにく	0.1 g
トマトチップ 国産3K*千秋	2 g	じゃがいも	30 g					粗塩	0.3 g
ウスターソース1.8Lペット	2 g	もやし	5 g					コショウ*セレクト	0.02 g
麦豆 しょうゆ9L(近藤)	2 g	チンゲン菜	10 g					コショウ*セレクト	0.02 g
でんぶん25kg袋	1 g	生姜	0.5 g					スープベースポーク冷凍	2 g
菜種サラダ油16.5kg缶	1 g	しょうゆ9L(近藤)	2 g					麦豆 しょうゆ9L(近藤)	1 g
豆 豆乳ゼリー(杏仁風味)*	20 g	きび砂糖 750g袋	0.2 g					純米酒(紙パック)	0.5 g
みかん缶1号缶	17 g	純米酒(紙パック)	0.5 g					きび砂糖 750g袋	0.2 g
りんごシロップ漬(ビーセス)	17 g	粗塩	0.2 g					菜種サラダ油16.5kg缶	1 g
乳 低温殺菌牛乳(ビン)200ml	1本	コショウ*セレクト	0.05 g					冷凍みかん普通 S	1こ
		鶏 チキンスープ	2.6 g					乳 低温殺菌牛乳(ビン)200ml	1本
		水*ユーザー	110 g						
		キャベツ	30 g						
		きゅうり	10 g						
		黄パプリカ	5 g						
		中華ドレッシング共	6.5 g						
		乳 低温殺菌牛乳(ビン)200ml	1本						

個別ランチボックス使用

個別ランチボックス使用

個別ランチボックス使用

卵:卵 乳:乳 麦:小麦 E:えび 蟹:かに 鮑:あわび いか:いか オレ:オレンジ 牛:牛肉 コ:ごま 鮭:さけ 鯖:さば 豆:大豆 鶏:鶏肉 バ:バナナ 豚:豚肉 マ:まつたけ モ:もも 芋:やまいも り:りんご ゼ:ゼラチン

注) 個別ランチボックスを使用する日については、サラダにドレッシングをかけた状態で提供します。

令和6年度国立市立小学校
入学予定者の保護者の皆様

国立市教育委員会

国立市立小・中学校における食物アレルギーへの対応について

本日は就学時健康診断にご来校いただきまして、ありがとうございました。

国立市立小・中学校においては、お子様の食物アレルギーによるアナフィラキシー時の対応について、ご本人及び保護者の方との面談で十分な共通理解を図り、万全な校内体制を整えております。また、国立市の学校給食では、センター方式を実施しており、食物アレルギー等対応食は【卵・乳】を全く使わない料理のみとなっております。そのため卵のみ除去や乳のみ除去など一人ひとりに合わせた個別対応は行っておりません。

食物アレルギーを有するお子様には、必要に応じて、国立市給食ステーションが献立表とは別に、献立内容におけるアレルギー物質の配合を示した資料を提供しています。

つきましては、食物アレルギーを有するお子様については、入学・転入後の給食指導・緊急時の対応等に活用するため、医師の診断に基づいた食物アレルギーに関する資料を下記のとおり学校にご提出いただきます。併せて、給食ステーションにもお子様が有する食物アレルギーの内容をご連絡ください。ご理解ご協力をお願いいたします。

くにたち食育推進・給食ステーション：Tel 042-572-4177

1 学校にご提出いただく資料（提出方法等の詳細につきましては、各学校より説明いたします。）

- 医師より緊急時対応薬（エピペン®）を処方されている場合・・・(1) (2) (3) を提出
- その他、内服薬を処方されている、または緊急時の対応が必要な場合・・・(1) (3) を提出

番号	資料名	備考
(1)	「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」 ※診断書と同等のものです。文書料が発生します。保護者の方のご負担でお願いいたします。	エピペン®が処方されている場合は、学校との面談までに必ず主治医に記入を依頼し、学校にご提出ください。 (アナフィラキシーショック既往はないが除去食対応をしている場合や、その他のアレルギー疾患については、学校と相談してください。)
(2)	「学校管理下におけるエピペン®の対応について」	エピペン®を処方されている児童・生徒の食物アレルギーによるアナフィラキシーショック時に、教員が本人に代わりエピペン®を打つための同意書です。
(3)	その他、学校が求める資料	・アレルギー調査表 ・主治医の意見書等

⇒これらの提出内容に基づき、その他必要な書類及び面談の日程等を学校よりご連絡いたします。

※上記(1)の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、毎年ご提出いただくものです。また、学童保育所を利用する人につきましては、既に学童保育所に「小学校用アレルギー・その他の疾患指示書」を提出している場合は、そのコピーをもって(1)の提出に代えることができます。

2 備考：「食物アレルギー調査票」の流れ 〈概要〉

就学時健康診断関係書類に同封(新小1のみ)又は入学前説明会(保護者会)でアレルギー関係書類を配布	→	保護者は、配布された書類に必要事項を記入し就学時健診時に、又は入学前説明会時に学校に提出	→	保護者と学校で面談、情報共有また、給食ステーションにて必要がある場合は保護者から詳細の聞き取り	→	エピペン®・給食対応開始
--	---	--	---	---	---	--------------

国立市教育委員会教育総務課学務保健係 042-576-2111(内線:333)

新入生・転入生用

令和 年 月 日

保護者 様

国立市立教育委員会

食物アレルギー調査について

国立市では毎年度、食物アレルギーに関する確認調査を行わせていただいております。裏面の質問にお答えいただき、就学時検診の際、学校にご提出ください。

アレルゲン食材の確認をするため、詳細献立（食材が詳しく載っているもの）の配布等、対応を希望される方、またアレルギー対応食（アレルゲン食材を使用しない給食）を希望される方は、必要に応じて、医師が記載した「学校生活管理指導表（アレルギー）」を提出していただき、その後面談をさせていただきます。詳細につきましては後日案内・連絡いたします。（対応が必要ない方でも、アレルギーの状態により学校生活管理指導表のご提出をお願いする場合がございます。）

なお、アレルギー対応食は、現在のところ、乳・卵のみの除去対応となります。

※この調査票の情報は、給食センターと学校職員にも共有させていただきますことをご了承ください。

参考

アレルゲンとなりやすい、特定原材料28品目のうち、以下の食材は学校給食では使用しません。

そば、落花生、くるみ、アーモンド、いくら、カシューナッツ、キウイ

学校管理下におけるエピペン®の使用について

国立市立小・中学校においては、お子様の食物アレルギーによるアナフィラキシーについて、ご本人及び保護者の方との面談で十分な共通理解を図り、万全な校内体制を整えてまいります。

学校管理下におけるエピペン®の使用については、下記の基本方針に基づいて実施いたします。エピペン®を使用する場合は同意書に署名・押印の上、学級担任までご提出いただきますようお願いいたします。(エピペン®を使用しない場合は、提出の必要はありません。)

なお、本同意書に加えて、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を添付していただきますようお願いいたします。(すでに提出済の方は提出していただくことなく結構です。)

記

〔学校管理下におけるエピペン®の使用の基本方針〕

- 1 エピペン®は、児童・生徒が自己管理し、自己注射することが前提である。
- 2 ただし、エピペン®を児童・生徒が自己注射できない状況にある場合は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、教職員がエピペン®注射を打つこととする。

キリトリ

令和 年 月 日

国立市教育委員会 殿

同意書

私は、学校管理下におけるエピペン®の使用について、次の基本方針に同意します。

- 1 エピペン®は、児童・生徒が自己管理し、自己注射することが前提である。
- 2 ただし、エピペン®を児童・生徒が自己注射できない状況にある場合は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、教職員がエピペン®注射を打つこととする。

国立市立国立第 学校 年 組

児童・生徒名

保護者名

印

小学校新1年生・転入生の保護者の皆様

くにたち食育推進・給食ステーション

学校給食費等の取扱いのお知らせ

1. 給食年間実施日数

給食は、年間で小学校 194 日（1 年生は 182 日）、中学校 181 日を基準日数とし、週 5 日の完全給食で実施しています。

2. 給食費（月額）

（単位：円）

学 年	月 額	一食当り	学 年	月 額	一食当り
小学 1・2 年生	4,000	227	小学 5・6 年生・教職員	4,700	266
小学 3・4 年生	4,350	247	中学生・教職員	4,900	298

※8 月を除く年間 11 か月分の納入で、4 月分は 5 月分納入時に合わせての納入となります。（口座引落の場合、5 月 22 日に 4 月分、5 月分の 2 か月分が同時に引き落としされます。）

※小学校 1 年生については、4 月分のみ 1,300 円、5 月以降は 4,000 円です。

3. 給食費の納入方法

※体験入学の方は下記の取扱いではなく学校から納入通知書を受け取り、食べた回数に応じてお支払いください。

（1）口座振替

- ①口座振替によるお支払いを希望の方は、別紙の「国立市・学校給食費・預金口座振替依頼書」（2 枚複写）に必要事項を記入し、預金通帳に登録した印鑑を押印したものを学級担任へ提出してください。なお、提出された依頼書は中学校卒業時まで使用いたします。
- ②口座振替の中止、口座の変更・解約の際は必ず給食ステーションへご連絡ください。
- ③教育委員会から各金融機関へ依頼し、指定された預金口座より引落いたします。
- ④預金口座からの振替は、毎月 2 2 日です。なお、振替日当日が、土曜、日曜、祝日にあたる場合は翌営業日が振替日になります。
- ⑤残高が不足しておりますと、引落不能となりますので、十分にご注意ください。

口座振替依頼書（2 枚複写）は、必要事項を記入し、2 枚とも銀行届出印を押印したうえで、
月 日（ ）までに学級担任にご提出ください。

※全新入生、転入生が提出対象です。

※ 月 日以降に転入された方は、可能な限り速やかにご提出ください。

(2) 納入通知書

- ①口座振替を利用しない方には、納入通知書を発行します。「口座振替依頼書」(2枚複写)に学校、学年組、氏名を記入し、余白に「納入通知書希望」と記入し、4月6日(木)までに学級担任に提出してください。
- ②支払う月の20日までに、取扱金融機関または第一給食ステーションで納入通知書に現金をそえて納入してください。

取扱金融機関：枠内の金融機関、支店で取扱が可能です。

金融機関	口座振替取扱支店	納入通知書取扱支店
多摩信用金庫	全支店	国立支店・北山支店・東立川支店
三菱UFJ銀行	全支店	国立支店(令和6年3月末まで)
三井住友銀行	全支店	なし
りそな銀行	全支店	国立支店
東京スター銀行	全支店	なし
東京みどり農業協同組合	国立支店・富士見台支店	国立支店・富士見台支店

※三井住友銀行での納入通知書取扱いは、令和5年3月で終了となりました。

(3) その他の納入方法

- 郵便払込取扱票による振込み方法(要手数料)もございます。詳細は給食ステーションまでお問い合わせください。
- ※給食費は必ず指定期日までにお納めください。なお、経済的にお困りの方は、給食費の援助が受けられる就学援助制度がありますので学級担任または市の教育総務課にご相談下さい。

4. 給食費の日割計算と返還について

(1) 次のような場合は、1食単価を基に日割計算を行います。

1. 転出、転入の場合
2. 病気等の理由から保護者の届出により給食提供を受けない日が引き続き5日を超えた場合(土・日・祝日等、給食を提供しない日を除く)

(2) 遠足等の学校行事による欠食分は年度末に精算いたします。

※精算の結果、月の日割り額が月額を超える場合や、行事による欠食があっても年間喫食数が基準日数以上になる場合等、返還にならない場合があります。

※給食を停止したい場合は速やかに学校へご連絡ください。学校から給食ステーションに当日の午前10時までに連絡があった場合、その2日後(土日祝除く)から停止いたします。食材納入業者への発注変更等には一定の期間を要するため、食材の発注が止まるまでの間は、給食を食べていなくても給食費を負担していただくことになります。何卒、ご理解ください。

※返還金が生じた場合は、口座振替を利用の方は預金口座に振込み、納入通知書で納めている方については現金で返還いたします。(納入通知書の方には、返還金請求のための書類をお送りし、記入・返送いただきます。)

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 ____ 月 ____ 日生 _____ 年 ____ 組

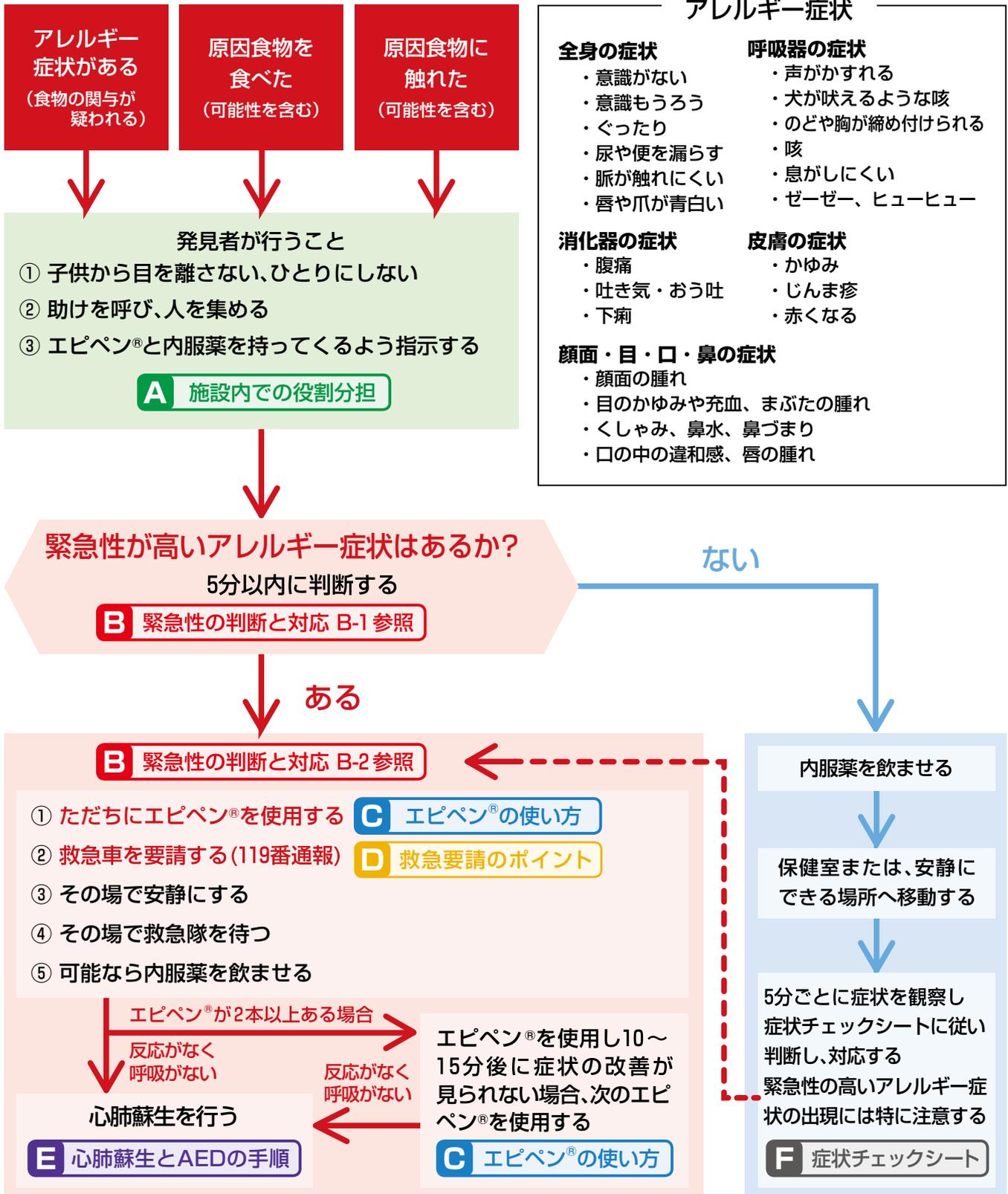
提出日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

		病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者		
アナフィラキシー (あり・なし)	食物アレルギー (あり・なし)	Ⅰ 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	Ⅰ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 <hr/> Ⅱ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	【緊急時連絡先】 電話： <hr/> ★連絡医療機関 医療機関名： <hr/> 電話：	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 <hr/> 医師名 _____ (印) <hr/> 医療機関名	
		Ⅱ アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ）	Ⅲ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 <hr/> Ⅳ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
		Ⅲ 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》（ ） 7. 木の実類 《 》（ ） 8. 果物類 《 》（ ） 9. 魚類 《 》（ ） 10. 肉類 《 》（ ） 11. その他1 《 》（ ） 12. その他2 《 》（ ）	Ⅴ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス			
		Ⅳ 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	Ⅵ その他の配慮・管理事項(自由記述)			
		【除去根拠】 該当するものを《 》内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 （ ）に具体的な食品名を記載				
気管支ぜん息 (あり・なし)		病型・治療	学校生活上の留意点	★保護者 電話： <hr/> ★連絡医療機関 医療機関名： <hr/> 電話：		
		Ⅰ 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	Ⅰ 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要	記載日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 <hr/> 医師名 _____ (印) <hr/> 医療機関名		
		Ⅱ-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () ()	Ⅱ 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
		Ⅱ-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()	Ⅲ 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要			
		Ⅱ-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 ()	Ⅳ その他の配慮・管理事項(自由記述)			
		Ⅲ 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()				

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

管理・監督者（園長・校長など）

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認および指示
- エピペン[®]の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

発見者「観察」

- 子供から離れず観察
- 助けを呼び、人を集める（大声または、他の子供に呼びに行かせる）
- 教員・職員 A、B に「準備」「連絡」を依頼
- 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン[®]の使用または介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員 A「準備」

- 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- エピペン[®]の準備
- AEDの準備
- 内服薬の準備
- エピペン[®]の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

教員・職員 B「連絡」

- 救急車を要請する（119番通報）
- 管理者を呼ぶ
- 保護者への連絡
- さらに人を集める（校内放送）

教員・職員 C「記録」

- 観察を開始した時刻を記録
- エピペン[®]を使用した時刻を記録
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 5分ごとに症状を記録

教員・職員 D～F「その他」

- 他の子供への対応
- 救急車の誘導
- エピペン[®]の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

➔ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

➔ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➔ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起し後ろに寄りかからせる



エピペン[®]の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る!

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!
押しつけたまま5つ数える!**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



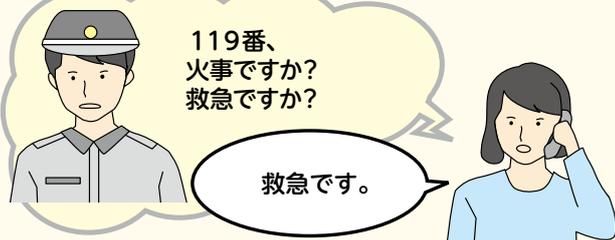
D

救急要請（119番通報）のポイント

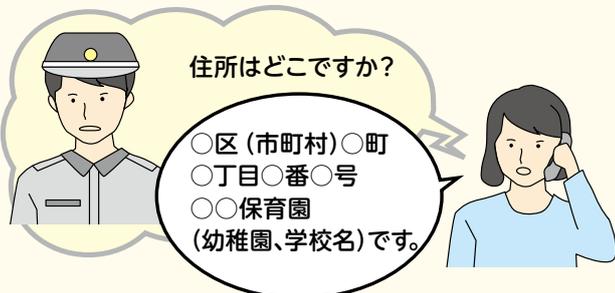
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



①救急であることを伝える

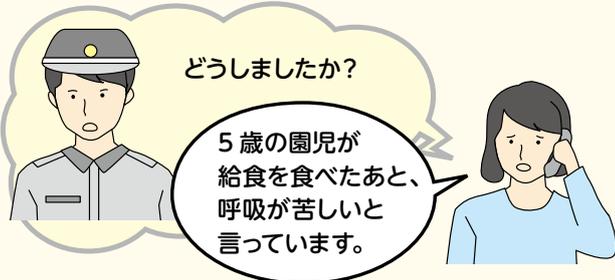


②救急車に来てほしい住所を伝える



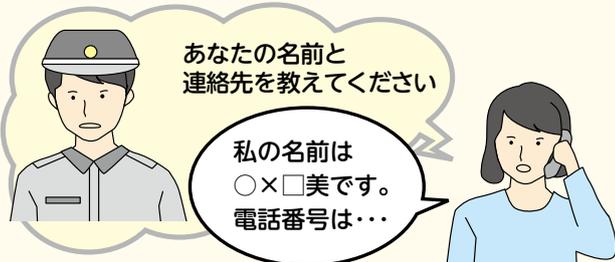
住所、施設名をあらかじめ記載しておく

③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える



エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の有無を伝える

④通報している人の氏名と連絡先を伝える



119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

③呼吸の確認

10秒以内で胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

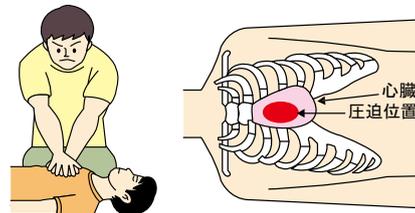
30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く(胸の厚さの約1/3)
- ◎速く(100~120回/分)
- ◎絶え間なく(中断を最小限にする)
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

【人工呼吸のポイント】



- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

【AED装着のポイント】



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

【心電図解析のポイント】



- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

【ショックのポイント】



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン®を使用した時刻(時 分)

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

数回の軽い咳

消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

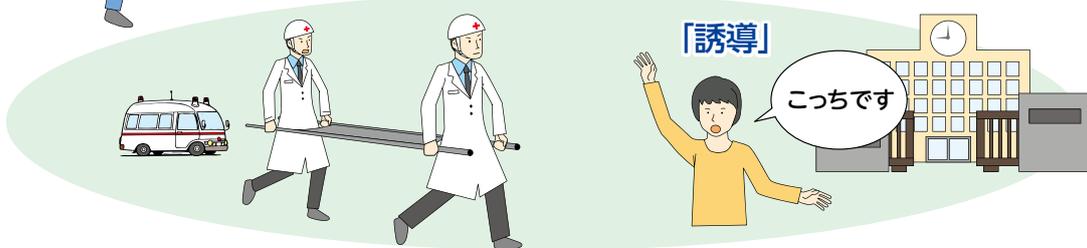
- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン® や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン® 使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

※ 各種ガイドライン

- ・「子供を預かる施設における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（東京都福祉保健局発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは、東京アレルギー情報navi.

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/allergy/publications/print_allergy.html)よりダウンロードできます。



イメージキャラクター
「きいちちゃん」

平成25年7月初版 登録番号(3) 18

平成30年3月改定版

【監 修】 東京都アレルギー疾患対策検討委員会

【編集・協力】 東京都立小児総合医療センター アレルギー科

東京消防庁・東京都教育委員会

【発 行】 東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課

電話 03(3363)3487

国立市教育委員会教育長 様

国立市立国立第〇〇学校

校 長 〇〇 〇〇

児童・生徒の事故について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 事故の種類

2 発生日時 平成 年 月 日（ ） 午 時 分頃

3 発生場所

4 児童・生徒の氏名等

(1) 事故にあった児童・生徒

氏 名

性 別

学年・学級

担 任 名

(2) 関係者の氏名等

5 発生の状況

いつ・どこで・何があったからを時系列で簡潔に記入

※ 主語は事故に遭った児童・生徒で記載

※ 認定した事実のみ記載

(1) 事故発生の日時と場所

(2) 事故の状況

(3) 発生直後の動き

- (4) 警察官・救急車到着後の状況
- (5) 保護者へ（保護者から）の連絡
- (6) 怪我の状況
- (7) 苦情の有無
- (8) 示談の経過

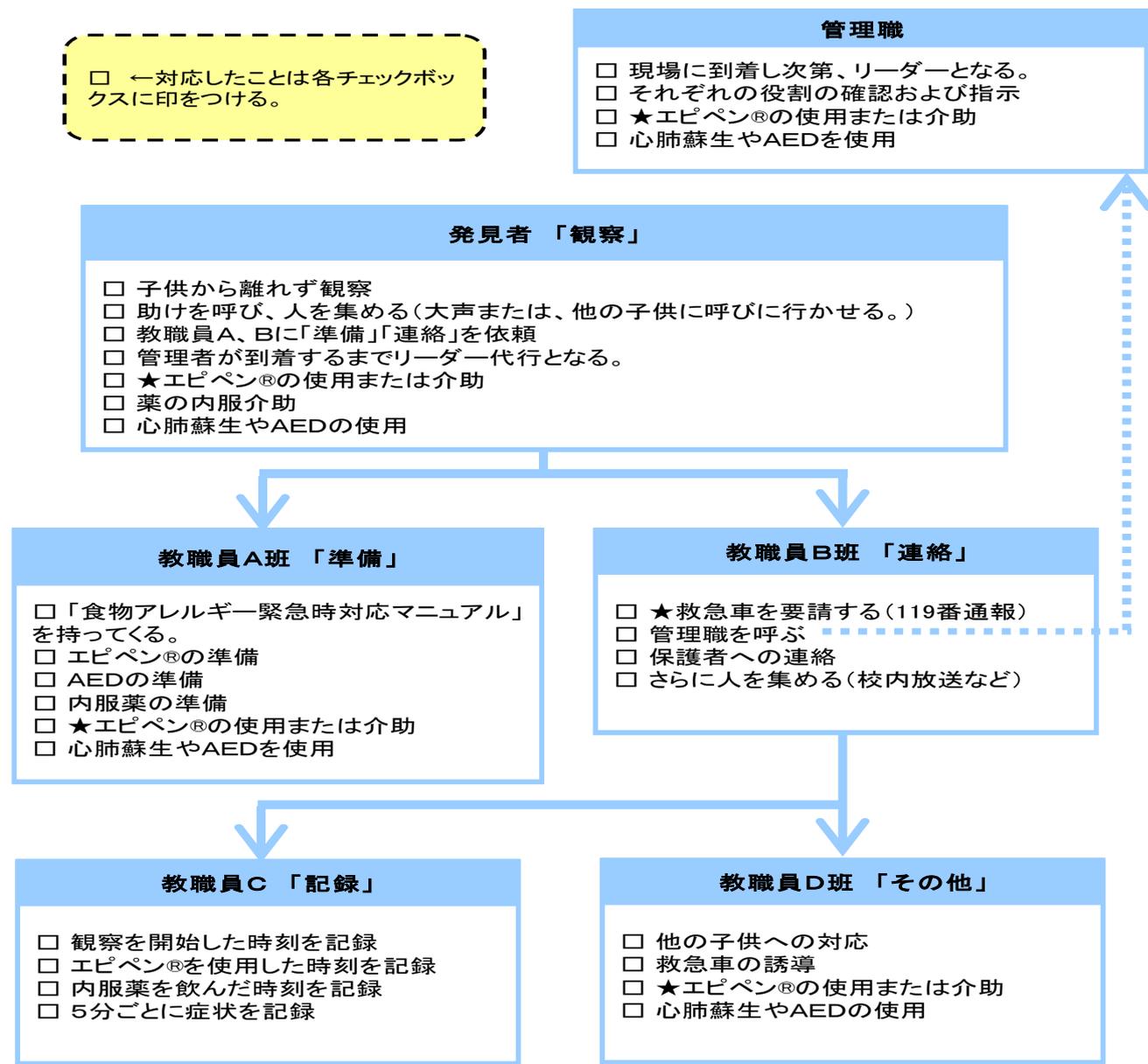
6 学校の対応措置

- (1) 現場へのかけつけ
- (2) 怪我等の対応
- (3) 教育委員会への報告
- (4) 事故後の当該児童・生徒への対応
- (5) 再発防止に向けた取組

☆ 添付書類

- (1) 事故発生場所の見取り図
- (2) その他事故の状況がわかる資料等

緊急時対応カード（対応チェックシート）



★エピペン®使用と救急車要請のタイミング

緊急性が高いアレルギー症状

- | 【全身の症状】 | 【呼吸器の症状】 | 【消化器の症状】 |
|--|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ぐったり | <input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる | <input type="checkbox"/> 持続する強い |
| <input type="checkbox"/> 意識もうろう | <input type="checkbox"/> 声がかすれる | （がまんできない）お腹の痛み |
| <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす | <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 | <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける |
| <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい
または不規則 | <input type="checkbox"/> 息がしにくい | |
| <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い | <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み | |
| | <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸 | |
| | <small>（ぜん息発作と区別できない場合を含む）</small> | |

1つでもあてはまれば

- ①ただちにエピペン®を使用する
- ②救急車を要請する（119番通報）
- ③その場で安静にする（立たせたり、歩かせたりしない）
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる
- ※エピペン®を使用し、10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する。（2本以上ある場合）
- ※反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う

緊急時対応カード（記録用紙）

児童・生徒氏名	
---------	--

記録者名							
食べた（摂取など）時刻		平成	年	月	日	時	分
食べた（摂取など）状況		食べたもの（ 量（					
処置	緊急時処方薬	時		分			
	エピペン使用	時		分			
	その他						
救急車		要請時刻	時	分	到着時間	時	分
医療機関		連絡時刻	時	分	到着時間	時	分
保護者		連絡時刻	時		分		
経過		時刻		内容			
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		時	分				
		その他					

学校給食における食物アレルギー等対応

1 食物アレルギー等対応食について

食物アレルギー等対応食は、【卵・乳】を全く使わない料理となり、卵のみ除去や乳のみ除去など一人ひとりに合わせた個別対応は行わない。主食、主菜、副菜、汁物をそれぞれの専用保温食缶に入れ、個別ランチボックスにまとめて配送する。牛乳等学校直送品は入れない。通常給食で【卵・乳】を使用しない献立の日は、個別ランチボックスを使用せず、クラス食缶から配膳し、通常給食を食べる。

《飲料やデザート類について》牛乳、飲むヨーグルトやカップゼリー等の学校へ直接届くものについては、今までと同様に学校内で対応する。



食物アレルギー等対応食個別食缶とランチボックス

国立市学校給食では、特定原材料8品目のうち「そば・落花生・くるみ」、特定原材料に準ずるもの20品目のうち「アーモンド・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ」は、使用しない。

【特定原材料】 えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生

【特定原材料に準ずるもの】アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

食物アレルギー等対応食は、【卵・乳】のみ除いた給食であるため、**他のアレルゲン(例:小麦、えび、りんごなど)を含んだ食材も使用している**。そのため、給食での対応は次の4通りとなる。

1 食物アレルギー等対応食を食べる

【卵・乳】を含むものを除いた食物アレルギー等対応食を食べる。

2 食物アレルギー等対応食を食べるが、【卵・乳】以外のアレルゲンを含み、食べられない献立・料理がある場合は、保護者の判断において児童・生徒が学校で除去する。

食物アレルギー等対応食の詳細献立表をもとに、使用する食品について保護者が確認を行い、除去をするか判断する。必要に応じ、代替え食としての料理、弁当を家庭から持参する。

3 通常給食を食べるが、アレルゲンを含み、食べられない献立・料理がある場合は、保護者の判断において児童・生徒が学校で除去する。

通常給食の詳細献立表をもとに、使用する食品について保護者が確認を行い、除去をするか判断する。必要に応じ、代替え食としての料理、弁当を家庭から持参する。

4 給食を食べずに弁当を家庭から持参する。

重度の食物アレルギー疾患を有することなどにより、学校給食を食べることが困難な場合は、常時弁当を持参する。

2 食物アレルギー等対応食提供開始までの流れ

(1)保護者への配布資料について

食物アレルギー等の対応が必要な保護者へ、学校が「**食物アレルギー調査票**」資料1を配布する。

《配布時期》

新一年生:小学校、中学校ともに入学説明会にて配布する。

在校生:進級時にアレルギー対応の継続について調査を行う際に配布する。

転入生もしくは**新規発症し診断を受けた児童・生徒**:**事実発生時**に配布する。

「**食物アレルギー調査表**」資料1

(2)給食ステーションへの提出書類について

(ア)保護者が学校へ、「**食物アレルギー調査票**」資料1を提出する。

⇒学校は原本を保管し、コピーを給食ステーションへ交換便等で送付する。

(イ)食物アレルギー等対応食を希望する児童・生徒の保護者は、「**学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)**」資料2を学校へ提出する。

⇒学校は原本を保管し、コピーを給食ステーションへ交換便等で送付する。

「**学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)**」資料2

食物アレルギー等対応食を希望する児童・生徒保護者に対しては、学校で行うアレルギー面談に給食ステーションの栄養士も同席する。学校と給食ステーションで希望者の情報を共有し、面談日時を設定する。

(ウ)個人面談時に「**食物アレルギー等対応食提供申請書**」資料3を保護者へ渡す。

⇒食物アレルギー等対応食提供希望の保護者は学校に「**食物アレルギー等対応食提供申請書**」資料3提出する。

⇒学校はコピーを保管し、原本を給食ステーションへ交換便等で送付する。「**食物アレルギー等対応食提供申請書**」を給食ステーションにて受け取り後、食物アレルギー等対応食の提供を開始する。

《食物アレルギー等対応食の提供開始日について》

申請書到着日 1日～15日 → 翌月から提供開始
 16日～末日 → 翌々月から提供開始

【例】 4月14日給食ステーション受け取りの場合、5月から提供開始
 4月16日給食ステーション受け取りの場合、6月から提供開始

食物アレルギー等対応食の開始、継続、中止についての申請時に使用する。

令和5年度 国立市学校給食食物アレルギー等対応食 申請書

くにたち食育推進・給食ステーション所長 宛

学校給食における食物アレルギー等対応食について、下記のとおり申請いたします。

開始 継続 中止 申請日 令和 年 月 日

(変更理由) ※中止の方のみ、ご記入ください。

国立第 学校 年 組 ありかな児童生徒氏名

住所 国立市

電話番号 保護者氏名

●月●日(●)までに、学校に提出してください

提出先 学校→給食ステーション

※アレルギー等対応食を希望する場合、学校へ学校生活管理指導表の提出が必須となります。
 ※アレルギー等対応食を希望する場合、アレルギー等対応食の詳細資料を配布いたします。

学 校					給食ステーション			
学校長	副校長	養護教諭	給食主任	学級担任	所長	所長補佐	主査	栄養士

食物アレルギー等対応食提供申請書資料3

(3)給食ステーションから、学校・保護者への送付資料について

【学校宛て】

給食ステーションから各学校宛てに、「アレルギー等資料配布者一覧表」資料4、「食物アレルギー等対応食の詳細献立表」資料5、「通常給食の詳細献立表」資料6等の必要書類を、原則、前月の下旬に交換便等で送付する。

【保護者宛て】

給食ステーションから学校へ必要書類を交換便等で送付し、学校を通して保護者へ送付する。
 食物アレルギー等対応食提供保護者には、「食物アレルギー等対応食の詳細献立表」資料5
 通常給食提供保護者には、「通常給食の詳細献立表」資料6を配布する。

令和〇年度〇月 アレルギー等資料配布者一覧表

国立第〇学校 〇〇名

【食物アレルギー等対応食詳細献立表配布者】 〇名

学年学級	氏名	アレルギー食品、疾患等	日誌配布	炭水化物量
1年1組	〇〇〇〇〇	卵・乳		
5年2組	〇〇〇〇〇	卵・乳・小麦		

食物アレルギー等対応食、通常給食の詳細献立資料配布対象者の一覧表。資料とともに各学校に送付する。必要枚数をコピーして、当日の給食を受け取る際の確認時に使用。

アレルギー等資料配布対象者一覧表資料4

《食物アレルギー等対応食》 アレルギー食品使用予定献立表

令和5年 4月		小学校(中学年) 【牛乳除去】					
4月3日(月)		4月4日(火)		4月5日(水)		4月6日(木)	
ごはん フロッキーの土佐あえ 鮭のフライ ごまとう牛肉の炒め煮		ご飯 豚肉のみそ漬け サラダ(春雨、中華風) 中華スープ		カレーライス(牛肉) 酢の物(きゅうり、しらす) りんご		ゆかりごはん	
食品名	分量	食品名	分量	食品名	分量	食品名	分量
米・精白米	75g	米・精白米	75g	ごはん	160g	ごはん	
フロッキー	32g	豚肩ロース・脂付	50g	牛肉肩小間	8g	ゆかり	
濃口しょうゆ	1.6g	しょうが	1g	食塩	0.6g	さわら(50g)	
本みりん	0.8g	赤みそ	3.5g	こしょう(黒)	0.02g	酒・上撰	
かつお節	1g	上白糖	0.5g	にんにく	1.1g	本みりん	
だし	1切	本みりん	0.5g	たまねぎ	48g	濃口しょうゆ	
食塩	0.16g	濃口しょうゆ	1g	サラダ油	6.2g	フロッキー	
百・上撰	3.68g	はるさめ	6g	小麦粉	5.1g	濃口しょうゆ	
こしょう(白)	0.02g	キャベツ	30g	カレー粉	1.2g	本みりん	
小麦粉	4g	きゅうり	22g	スープストック	96g	かつお節	
パン粉	8.8g	にんじん	7.5g	トマトピューレ	12g	いんげん豆(乾)	
サラダ油	適量	食塩	0.02g	ローリエ	0.1g	さやいんげん	
ごぼう	32g	濃口しょうゆ	5.6g	きゅうり	30g	きゅうり	
牛肉肩ロース		穀物酢	5.6g	食塩	0.02g	ケチャップ	
こんにん			0.4g	らます干し	2g	食塩	
Fしひじき(スティルス) 乾					3.7g	こしょう(黒)	
しょうが					0.7g	サラダ葉	
サラダ油					0.4g		
水					0.4g		
上白糖					0.4g		
百・上撰					1.74g		
濃口しょうゆ							
本みりん							

卵・乳以外のアレルギーを含む献立が色付けされている

食物アレルギー等対応食の献立について、特定原材料等 28 品目が含まれる食品についてのアレルギー情報を表示している。注：アレルギー情報については個人に対応した献立表ではなく、一律に表記されている。

食物アレルギー等対応食の詳細献立表資料5

食物アレルギー等対応食の詳細献立表の確認について

保護者が詳細献立表について、除去の対応が必要なアレルギー物質に印をするなどの確認を行い、学校に提出する。提出された詳細献立表のコピーを給食ステーションに送付し、給食ステーションの栄養士が確認する。

《通常給食》アレルギー食品使用予定献立表

令和5年		(中学年)					
4月3日(月)		4月4日(火)		4月5日(水)		4月6日(木)	
ごはん 牛乳 フロッキーの土佐あえ 鮭のフライ 手作りタルタルソース ごぼうと牛肉の炒め煮		ご飯 牛乳 豚肉のみそ漬け サラダ(春雨、中華風) 中華スープ(卵)		カレー(牛肉) 牛乳 酢の物(きゅうり、しらす) みかん		ゆかりごはん 牛乳 さわらの照り粉 フロッキーの土佐あえ いんげん豆の	
食品名	分量	食品名	分量	食品名	分量	食品名	分量
米・精白米	75g	米・精白米	75g	ごはん		ごはん	
牛乳	1本	牛乳	1本	ゆかり		ゆかり	
フロッキー	32g	豚肩ロース・脂付	50g	さわら(50g)		さわら(50g)	
濃口しょうゆ	1.6g	しょうが	1g	酒・上撰		酒・上撰	
本みりん	0.8g	赤みそ	3.5g	本みりん		本みりん	
かつお節	1g	上白糖	0.5g	濃口しょうゆ		濃口しょうゆ	
だし(50g)	1切	本みりん	0.5g	フロッキー		フロッキー	
食塩	0.16g	濃口しょうゆ	1g	濃口しょうゆ		濃口しょうゆ	
チーズ(バルザン)	3.2g	はるさめ	6g	カレー粉		カレー粉	
百・上撰	3.68g	キャベツ	30g	スープストック		スープストック	
こしょう(白)	0.02g	きゅうり	22g	トマトピューレ		トマトピューレ	
小麦粉	4g	にんじん	7.5g	ローリエ		ローリエ	
濃卵	6.24g	食塩	0.02g	牛乳		牛乳	
パン粉	8.8g	濃口しょうゆ	5.6g	きゅうり		きゅうり	
サラダ油	適量	穀物酢					
マヨネーズ	6.4g	上白糖					
たまねぎ	1.6g						
濃卵							
ごぼう	32g	食塩					
牛肉肩ロース	12g	こしょう(白)					
こんにん	8g	サラダ油					
Fしひじき(スティルス) 乾	0.8g	卵					
しょうが	1.04g	卵					
サラダ油	1.44g	かたくり粉					

アレルギーを含む献立が色付けされている

通常給食の献立について、特定原材料等 28 品目が含まれる食品にアレルギー情報を表示している。

通常給食の詳細献立表資料6

食物アレルギー等対応食の調査から提供開始までの流れ

	給食ステーション	学校	保護者
調査		資料1 食物アレルギー調査票を配布	資料1 食物アレルギー調査票を確認
	資料1 食物アレルギー調査票のコピーを保管	資料1 食物アレルギー調査票の原本を保管	資料1 食物アレルギー調査票を提出
個人面談日まで	資料2 学校生活管理指導表のコピーを保管 (対応食希望者のみ)	資料2 学校生活管理指導表の原本を保管	資料2 学校生活管理指導表を提出
個人面談時	資料3 食物アレルギー等対応食申請書を配布		資料3 食物アレルギー等対応食申請書を確認
給食提供開始まで	資料3 食物アレルギー等対応食申請書の原本を保管	資料3 食物アレルギー等対応食申請書のコピーを保管	資料3 食物アレルギー等対応食申請書を提出 (対応食希望者のみ)
	資料4 アレルギー資料配布者一覧表、資料5 食物アレルギー等対応食詳細献立表(学校用・保護者用)を配布	資料5 食物アレルギー等対応食詳細献立表を保護者へ配布	資料5 食物アレルギー等対応食詳細献立表を確認、チェック
	確認済みの資料5 食物アレルギー等対応食詳細献立表のコピーを栄養士が確認し、コピーを保管	確認済みの資料5 食物アレルギー等対応食詳細献立表を保管 コピーを提出	確認済みの資料5 食物アレルギー等対応食詳細献立表を提出

3 食物アレルギー等対応食提供当日の流れ

(1)使用する帳票について

アレルギー等資料配布者一覧表資料4

アレルギー用詳細献立の配布者一覧表。受け渡し時に、食物アレルギー等対応食の該当児童・生徒の学校名、クラス、氏名を「食札」と合わせて確認する。

令和〇年度〇月 アレルギー等資料配布者一覧表				
国立第〇学校 〇〇名				
【食物アレルギー等対応食詳細献立表配布者】 〇名				
学年学級	氏名	アレルギー食品、疾患等	日誌配布	炭水化物量
1年1組	〇〇〇〇〇	卵・乳		
5年2組	〇〇〇〇〇	卵・乳・小麦		

アレルギー等資料配布対象者一覧表資料4

食物アレルギー等対応食個人別食事連絡票(食札)資料8

当日の対応食の個別ランチボックスについているもの。

学校名、クラス、対応者の氏名、献立名、受け取り時の確認欄を表記した食札。受け渡し時に、配送員、配膳員、学校責任者、担当が「アレルギー等資料配布者一覧表」と合わせて確認を行った後、サインする。

個人別食事連絡票		提供日			
学校名		クラス			
ふりがな		管理番号			
氏名		アレルギー食物			
	献立名(普通献立)	変更献立名	調理	記法	連絡事項
1					
2					
3					
4					
5					
	セット	セット	コンテナ	配達員	配膳員
チ					
エ	市栄養士	市栄養士	管理職	担任	
ツ					
ク					

個人別食事連絡票(食札)資料8

(2)当日の食物アレルギー等対応食の確認

配送員から配膳員へ、食物アレルギー等対応食を渡す。

配膳員はアレルギー等資料配布者一覧表と個別ランチボックスについている食札とを合わせ、個数と学校、クラス、氏名等の確認を行い、受け取り確認欄にサインする。

配膳員から学校責任者への確認を行う。

配膳員は、学校責任者もしくは代理者に食物アレルギー等対応食の受け取りの確認を行う。その際、学校責任者はアレルギー等資料配布者一覧表と、個別ランチボックスについている食札とを合わせ、個別ランチボックスの個数と学校、クラス、氏名等の確認を行い、受け取り確認欄にサインする。

※事前に学校責任者の不在時の対応のため、必要に応じた人数の候補者を選定しておく。(原則は第3候補まで選定しておく。)確認場所は各学校で事前に決定しておく。

配膳員から学級担任へ個別ランチボックスを渡す。

配膳員が学級担任もしくは代理者へ個別ランチボックスを手渡す。学級担任もしくは代理者は受け取りの際にアレルギー等資料配布者一覧表と、個別ランチボックスについている食札とを合わせ、クラス、氏名等の確認を行い、受け取り確認欄にサインをする。

※事前に学級担任の不在時の対応のため、必要に応じた人数の代理者を選定しておく。(原則は第3候補まで選定しておく。)

※配膳員から該当の児童・生徒へ直接渡すことはしない。必ず学校関係者から児童・生徒へ手渡す。

※該当の児童・生徒へ渡すまで個別ランチボックスを開けない。

※中学生は直接自分で受け取りに行って良い。

学級担任等から該当の児童・生徒へ個別ランチボックスを渡す。

学級担任もしくは代理者が、個別ランチボックスについている食札を確認し、該当の児童・生徒に個別ランチボックスを手渡す。該当の児童・生徒本人(必要に応じて担任)が、ランチボックスから、アレルギー等対応食専用イエロートレイ(通常給食はピンクトレイを使用)に中身を出す。食器に配膳せず、専用保温食缶のまま給食を食べる。食事器具(箸、スプーン、フォーク)はクラスのものを使用する。保護者からの要望により食事器具を持参することも可能。

※食物アレルギー等対応食のある日は通常給食を該当の児童・生徒に配膳しない。また、通常給食からおかわりまたは減らすこともしない。食べ残しはそのまま返却する。

※献立に【卵・乳】を含む料理が無く、通常給食を食べる日は、食物アレルギー等対応食の詳細献立表により確認を行い、該当の児童・生徒に伝える。

片付けについては、児童・生徒本人が、専用保温食缶をランチボックスに入れて、クラス食缶等と同様に配膳台にまとめ、配膳室へ戻す。

※食札は、回収するので処分しない。

配膳員から配送員へ個別ランチボックスを返却する。

配膳員は各学級から返却された個別ランチボックスを配送員へ渡す。

4 食物アレルギー等対応食の提供停止について

1 提出書類について

食物アレルギー疾患の状態の変化により、食物アレルギー等対応食の提供を取りやめる場合は、**食物アレルギー等対応食提供申請書資料4**に保護者が記入し、学校に提出する。学校長、副校長、養護教諭、給食主任、学級担任が確認し、押印後、コピーを学校で保管し、原本を給食ステーションへ提出する。提供停止の理由が、食物アレルギー対応解除による場合は、**医師の判断のもと変更を行うため、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)資料3**を保護者が学校に提出する。原本を学校に保管し、コピーを給食ステーションへ提出する。

令和5年度 国立市学校給食食物アレルギー等対応食 申請書				
くにたち食育推進・給食ステーション所長 宛				
学校給食における食物アレルギー等対応食について、下記のとおり申請いたします。				
<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 中止			申請日 令和 年 月 日	
〈変更理由〉※中止の方のみ、ご記入ください。				
国立第	学校	年 組	ふりがな	
			児童生徒氏名	

中止についての申請時は理由を記入する。

食物アレルギー等対応食提供申請書資料4

申請書到着日 1日～15日 → 翌月から提供停止
16日～末日 → 翌々月から提供停止

【例】 4月14日給食ステーション受け取りの場合、5月から提供停止

4月16日給食ステーション受け取りの場合、6月から提供停止

国立市立小・中学校
食物アレルギー対応マニュアル

平成31年4月 第1版発行

令和5年8月 第2版発行

発行 国立市教育委員会 教育総務課

学務保健係

東京都国立市富士見台2丁目47番地の1

電話 042-576-2111 (332・333)